

電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R7.4)										新条文(R8.4)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文					
1						第1編	共通編	1						第1編	共通編					
1	1	1	3			3. 諸法令の遵守		1	1	1	3			3. 諸法令の遵守						
			3	3			電気用品安全法 (平成26年 6月改正 法律第 72号)				3	3			電気用品安全法 (令和4年 6月改正 法律第 74号)	諸基準との整合・調製 (条文修正)				
			4				電気工事士法 (平成26年 6月改正 法律第 72号)				4				電気工事士法 (令和4年 6月改正 法律第 74号)	諸基準との整合・調製 (条文修正)				
			5				有線電気通信法 (平成27年 5月改正 法律第 26号)				5				有線電気通信法 (令和4年 6月改正 法律第 68号)	諸基準との整合・調製 (条文修正)				
2						第2編	器具及び材料編	2						第2編	器具及び材料編					
2	1	1	1	2		第1節 適用	工事に使用する器具及び材料(以下「器材」という。)は、設計図書に品質規格を明示した場合を除き、本仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した 器材 及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。	2	1	1	1	2		第1節 適用	工事に使用する器具及び材料(以下「器材」という。)は、設計図書に品質規格を明示した場合を除き、本仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した 器材 及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。 なお、あと施工アンカーボルトについては、金属系アンカーとする。	国改訂に準拠・調製 (条文修正)				
2	3	7	1	1	2	表2-3-11		2	3	7	1	1	2	表2-3-11		調製 (図表修正)				
2	3	12	2	1	1	装柱材料	装柱材料の規格は、溶融亜鉛めっきを施したものとステンレス製とし、電気事業者または通信事業者の仕様を準用するものとし、腕金は原則として亜鉛めっきした鋼材とする。	2	3	12	2	1	1	装柱材料	装柱材料の規格は、溶融亜鉛めっきを施したものとステンレス製とし、電気事業者または 電気通信事業者 の仕様を準用するものとし、腕金は原則として亜鉛めっきした鋼材とする。	国改訂に準拠 (条文修正)				
2	3	13	1	1	2	表2-3-15		2	3	13	1	1	2	表2-3-15		国改訂に準拠・調製 (図表修正) [8mm→8mm2]				
2	3	14	1	1	1	雷保護設備	1. 雷保護設備の 器材 は、JIS A 4201(建築物等の雷保護)によるほか、以下によるものとする。	2	3	14	1	1	1	雷保護設備	1. 雷保護設備の 器材 は、JIS A 4201(建築物等の雷保護)によるほか、以下によるものとする。	国改訂に準拠 (条文修正)				
				2			2. 突針の支持管は、鋼製の場合はJIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)、JIS G 3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)に、JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したもの、ステンレス製の場合は、JIS G 3459(配管用 ステンレス鋼管)に適合するものとする。					2			2. 突針の支持管は、鋼製の場合はJIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)、JIS G 3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)に、JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したもの、ステンレス製の場合は、JIS G 3459(配管用 ステンレス鋼管)に適合するものとする。	国改訂に準拠 (誤記修正)				

電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R7.4)										新条文(R8.4)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条(項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条(項目見出し)	新条文					
3	4	2	1	1	9		建設電気技術協会 道路・トンネル照明器材仕様書・同解説(平成30年版)	3	4	2	1	1	19		建設電気技術協会 道路・トンネル照明器材仕様書・同解説(平成30年版)	国改訂に準拠(順番入替)				
3	4	3	4	1	1	各種設備の落下防止	1. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場合において壁面及び天井面にあと施工アンカーボルト等により設備等を設置する場合は、落下防止措置のうち2種類以上の異なる種類を組合せたM8以上のボルト、ナット(以下「二重落下防止の対策が施されたボルト、ナット」という。)を選定するものとする。 なお、二重ナットも落下防止措置の1種類として取り扱うものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)を施工するものとする。	3	4	3	4	1	1	各種設備の落下防止	1. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場合において壁面又は天井面にあと施工アンカーボルト等により設備等を設置する場合は、落下防止措置と緩み止め機能を組合せたM8以上のボルト、ナット(以下「二重落下防止の対策が施されたボルト、ナット」という。)を選定するものとする。 ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)を施工するものとする。	国改訂に準拠(条文修正)				
				2	4		2. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所に設置される以下の設備にあつては、さらにワイヤーロープ等で接続するものとする。 ・CCTV設備 ・トンネル照明設備 ・道路照明設備 ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備においては、ワイヤーロープ等による対策は求めない。 「設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所」とは、設置場所が一般者の立ち入りを制限した場所以外を指す。					2	4		2. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所に設置される以下の設備にあつては、さらにワイヤーロープ等で接続するものとする。 ・トンネル照明設備 ・道路照明設備 ・CCTV設備(本体構造による落下防止対策が施されていない装置に限る。) 「設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所」とは、設置場所が一般者の立ち入りを制限した場所以外を指す。	国改訂に準拠(条文修正)				
3	4	4					第4節 機材に関する一般事項	3	4	4					第4節 器材に関する一般事項	国改訂に準拠(項目修正)				
3	4	4	4	1	1	器材の落下防止	1. 設備の落下等により第三者被害発生が懸念される場所において、壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルトナット部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)を施工するものとする。	3	4	4	4	1	1	器材の落下防止	1. 器材の落下等により第三者被害発生が懸念される場所において、壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルトナット部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)を施工するものとする。	国改訂に準拠(条文修正)				
3	4	5	2	1	3	1. 金属管配管(3) 管の接続	3) 接地を施す金属管と配分電盤、プルボックスなどとの間は、ボンディングを行い電氣的に接続すること。ただし、ねじ込み接続となる箇所及びねじなし丸型露出ボックス、ねじなし露出スイッチボックスなどに接続される箇所には、ボンディングを省略してもよいものとする。	3	4	5	2	1	3	3	1. 金属管配管(3) 管の接続	3) 接地を施す金属管と配分電盤、プルボックスなどとの間は、ボンディングを行い電氣的に接続すること。ただし、ねじ込み接続となる箇所及びねじなし丸型露出ボックス、ねじなし露出スイッチボックスなどに接続される箇所には、ボンディングを省略してもよいものとする。	国改訂に準拠(条文修正)			
				2	1	3	2. 合成樹脂管配管(1) 露出配管	3) 管の支持は、サドル、クリップ、ハンガなどを使用し、取付間隔は1.5m以下とする。ただし、管相互の接続点の両側、管とボックスなどとの接続点に近い箇所及び管端は固定する。					2	1	3	2. 合成樹脂管配管(1) 露出配管	3) 管の支持は、サドル、クリップ、ハンガなどを使用し、取付間隔は1.5m以下とする。ただし、管相互の接続点の両側、管とボックスなどとの接続点に近い箇所及び管端は固定する。	国改訂に準拠(条文修正)		
					2		(2) 埋込配管	埋込配管は、本条1項(1)の1)~3)の規定によるほか、以下によるものとする。ただし、配管の支持間隔は1.5m以下とする。					2		(2) 埋込配管	埋込配管は、本条2項(1)の1)~3)の規定によるほか、以下によるものとする。	国改訂に準拠(条文修正)			
3	4	5	5	2	2	4	2. 通線(2) ダクト内配線	4) ダクト内の電線などは、回路ごとにまとめ、電線支持物の上に整然と並べて敷設すること。ただし、垂直に用いる場合は1.5m以下の間隔ごとに、緊縛材料で縛るものとする。	3	4	5	5	2	2	4	2. 通線(2) ダクト内配線	4) ダクト内の電線などは、回路ごとにまとめ、電線支持物の上に整然と並べて敷設すること。ただし、垂直に用いる場合は1.5m以下の間隔ごとに、包縛するものとする。	国改訂に準拠(条文修正)		
				3	2	4	3. ケーブル配線(1) 露出配線	4) 電力ケーブルは、積み重ねを行ってはならない。ただし、単心ケーブルの積積み、分電盤の2次側のケーブル、積み重ねるケーブルについて許容電流の必要な補正を行いケーブルの太さに影響のない場合は、この限りでない。					3	2	4	(1) 露出配線	4) 電力ケーブルは、積み重ねを行ってはならない。ただし、単心ケーブルを積積みする場合、分電盤の2次側のケーブルの場合、積み重ねるケーブルについて許容電流の必要な補正を行いケーブルの太さに影響のない場合は、この限りでない。	国改訂に準拠(条文修正)		
3	4	5	7	4	1		架空配線 4. 低高圧架空電線と索道との接近または交差	低圧架空電線または高圧架空電線が、索道と接近状態に施設される場合は、「電気設備の技術基準の解釈第73条低高圧架空電線と索道との接近又は交差」の規定によるものとする。	3	4	5	7	4	1	架空配線 4. 低高圧架空電線と索道との接近または交差	低圧架空電線または高圧架空電線が、索道と接近状態に施設される場合は、「電気設備の技術基準の解釈第73条低高圧架空電線と索道との接近又は交差」の規定によるものとする。	国改訂に準拠(条文修正)			
				6	1		架空配線	6. 低高圧架空電線と電線等または電線等の支持物との接近または交差低圧架空電線または高圧架空電線が、低圧若しくは高圧の電線等の支持物と接近または交差する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第75条低高圧架空電線と電線等又は電線等の支持物との接近又は交差」の規定によるものとする。					6	1	架空配線	6. 低高圧架空電線と電線等または電線等の支持物との接近または交差低圧架空電線または高圧架空電線が、低圧若しくは高圧の電線等の支持物と接近または交差する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第75条低高圧架空電線と電線等又は電線等の支持物との接近又は交差」の規定によるものとする。	国改訂に準拠(条文修正)			

電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R7.4)										新条文(R8.4)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文					
3	4	5	7	7	1	架空配線	7. 低高圧架空電線と架空弱電流電線路等との 近接 または交差低圧架空電線または高圧架空電線を架空弱電流電線路等と接近または交差する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第76条低高圧架空電線と架空弱電流電線路等との接近又は交差」の規定によるものとする。	3	4	5	7	7	1	架空配線	7. 低高圧架空電線と架空弱電流電線路等との 接近 または交差低圧架空電線または高圧架空電線を架空弱電流電線路等と接近または交差する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第76条低高圧架空電線と架空弱電流電線路等との接近又は交差」の規定によるものとする。	国改訂に準拠 (条文修正)				
3	4	5	11	1	1	作業土工	作業土工(電気)は、第3編第2章第6節作業土工(電気)の規定によるほか、以下によるものとする。 (1) 床掘は、管路の施工が可能な最小幅とする。 (2) 道路沿いの掘削を行う場合は、交通安全施設を設置し、保安を確保しなければならない。 (3) 舗装の切取りは、コンクリートカットにより行い、周囲に損傷を与えないものとする。 (4) 床掘は、他の地中埋設物に損傷を与えないように、注意して行うものとする。 (5) 床掘は、所定の深さまで行った後、石や突起物を取り除き、突固めを行うものとする。 (6) 埋戻しは、良質土または砂を1層の仕上げ厚さが0.3m以下となるように均一に締固めて、順次行うものとする。 (7) 路面の表面仕上げを行う場合は、床掘前の路面高さと同じにし、十分締固めなければならない。 なお、舗装路面などの場合は、床掘前の材料で仕上げるものとする。	3	4	5	11	1	1	作業土工	作業土工(電気)は、第3編第2章第6節作業土工(電気)の規定による。	国改訂に準拠 (条文修正・削除)				
3	4	6	1	1	1	1. 金属ダクト (1) ダクトの敷設	1) ダクトまたは支持する金物は、スラブ、その他の構造体に吊りボルトまたはボルトで取付けるものとし、あらかじめ取付け用インサートまたはボルトを埋込むものとする。ただし、やむを得ない場合は、ダクト及び收容されるケーブルなどの荷重に耐えることができる。 メカニカル アンカーボルトを用いるものとする。	3	4	6	1	1	1	1. 金属ダクト (1) ダクトの敷設	1) ダクトまたは支持する金物は、スラブ、その他の構造体に吊りボルトまたはボルトで取付けるものとし、あらかじめ取付け用インサートまたはボルトを埋込むものとする。ただし、やむを得ない場合は、ダクト及び收容されるケーブルなどの荷重に耐えることができる。 金属系 アンカーボルトを用いるものとする。	国改訂に準拠 (条文修正)				
				2	4	1. 金属ダクト (2) ダクトの接続	4) ボンディングに用いる接続線は、第3編3-4-5-2屋内露出配管1項(3)の3)~4)の規定による。					2	4	1. 金属ダクト (2) ダクトの接続	4) ボンディングに用いる接続線は、第3編3-4-5-2屋内露出配管1項(3)の4)の規定による。	国改訂に準拠 (条文修正)				
				2	2	2. フロアダクト (2) ダクトの接続	2) ボンディングに用いる接続線は、第3編3-4-5-2屋内露出配管1項(3)の3)~4)の規定による。					2	2	2. フロアダクト (2) ダクトの接続	2) ボンディングに用いる接続線は、第3編3-4-5-2屋内露出配管1項(3)の4)の規定による。	国改訂に準拠 (条文修正)				
				4	1	4. 金属線び (1) 線びの敷設	2) 二種金属線びの支持は、本条3項(1)の規定によるほか、支持間隔は1.5m以下とし、吊りボルトのM9以上とする。 なお、振止めを施すものとする。					4	1	4. 金属線び (1) 線びの敷設	2) 二種金属線びの支持は、本条1項(1)の規定によるほか、支持間隔は1.5m以下とし、吊りボルトのM9以上とする。 なお、振止めを施すものとする。	国改訂に準拠 (条文修正)				
3	4	6	2	1	1	ケーブルラック 設置	(1) ケーブルラックまたは支持する金物は、天井及び壁などの構造体に、ラック本体及び敷設されるケーブルなどの荷重に耐え得る強度を有する吊りボルトまたは メカニカル アンカーボルトを用いて取付けるものとする。	3	4	6	2	1	1	ケーブルラック 設置	(1) ケーブルラックまたは支持する金物は、天井及び壁などの構造体に、ラック本体及び敷設されるケーブルなどの荷重に耐え得る強度を有する吊りボルトまたは 金属系 アンカーボルトを用いて取付けるものとする。	国改訂に準拠 (条文修正)				
				1	7	1	(7) 設備 の落下等により第三者被害発生が懸念される場所において、壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトによりケーブルラックを設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)を施工するものとする。					1	7	1	(7) 器材 の落下等により第三者被害発生が懸念される場所において、壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトによりケーブルラックを設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)を施工するものとする。	国改訂に準拠 (条文修正)				
3	4	9	1	1	1	ハンドホール設置工 1. プレキャスト ハンドホール設置	1) ハンドホール及びマンホールの施工については、土木工事共通仕様書第10編10-12-5-3 プレキャストボックス工(特殊部)の規定による。	3	4	9	1	1	1	ハンドホール設置工 1. プレキャスト ハンドホール設置	(1) ハンドホール及びマンホールの施工については、土木工事共通仕様書第10編10-12-5-3 プレキャストボックス工(特殊部)の規定による。	国改訂に準拠 (条文修正)				
				2		2) マンホールの壁には、ケーブル及び接続部を支える支持金物を取付け、支持金物には陶製または樹脂製などの枕を設けるものとする。					2		2) マンホールの壁には、ケーブル及び接続部を支える支持金物を取付け、支持金物には陶製または樹脂製などの枕を設けるものとする。	国改訂に準拠 (条文修正)						

電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R7.4)										新条文(R8.4)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文					
3	4	9	1	1	3	ハンドホール設置 1. プレキャスト ハンドホール設置	3) マンホール、ハンドホールの鉄ふたは、黒色防錆塗装を施したものとす。マンホールに使用する鉄ふたには鑄形流し込みで、ハンドホールに使用する鉄ふたには鑄形流し込みとし、必要によりベンキで用途名を表示する。	3	4	9	1	1	3	ハンドホール設置 1. プレキャスト ハンドホール設置	3) マンホール、ハンドホールに使用する鉄ふたは、鑄形流し込みとし、黒色防錆塗装を施したものとす。鉄ふたには必要によりベンキで用途名を表示する。	国改訂に準拠 (条文修正)				
					4		4) マンホールには、設計図書に基づき、昇降用タラップを設けるものとする。 なお、昇降用タラップを設けない場合は、各マンホールに共用できる昇降用金属製はしご1台を具備すること。						4		4) マンホールには、設計図書に基づき、昇降用タラップを設けるものとする。 なお、昇降用タラップを設けない場合は、各マンホールに共用できる昇降用金属製はしご1台を具備すること。	国改訂に準拠 (条文修正)				
				2	3	ハンドホール設置 2. 現場打ち ハンドホール設置	(3) ハンドホール及びマンホールのふたなどは、本条1項(2)~(4)の規定による。					2	3	ハンドホール設置 2. 現場打ち ハンドホール設置	(3) ハンドホール及びマンホールのふたなどは、本条1項(2)~(4)の規定による。	国改訂に準拠 (条文修正)				
3	4	9	2	1	作業土工(電気)	1. 作業土工(電気)は、第3編第2章第6節作業土工(電気)の規定によるほか、以下によるものとする。 (1) 床掘幅は、ハンドホールなどの施工が可能な最小幅とする。 (2) 道路沿いの床掘を行う場合は、交通安全施設を設置し、保安を確保しなければならない。 (3) 舗装の切取りは、コンクリートカッターにより行い、周囲に損傷を与えないこと。 (4) 床掘は、他の地中埋設物に損傷を与えないように、注意して行うものとする。 (5) 床掘は、所定の深さまで行った後、石や突起物を取り除き、突固めを行うものとする。 (6) 埋戻しは、良質土または砂を、1層の仕上げ厚さが0.3m以下となるように均一に締固めて、順次行うものとする。 (7) 路面の表面仕上げを行う場合は、床掘前の路面高さと同じにし、十分締固めなければならない。 なお、舗装路面などの場合は、床掘前の材料で仕上げるものとする。	3	4	9	2	1	作業土工(電気)	1. 作業土工(電気)は、第3編第2章第6節作業土工(電気)の規定による。	国改訂に準拠 (条文修正)						
3	4	11	1			3-4-11-1 自立型分電盤取付		3	4	11	2			3-4-11-2 自立型分電盤取付	国改訂に準拠 (順番入替)					
			1	6	2	自立型分電盤取付 6. 据付	(2) 自立盤を密着して取付ける場合、壁にもあと施工アンカーボルトで堅固に支持すること。				2	6	2	自立型分電盤取付 6. 据付	(2) 自立盤を壁に密着して取付ける場合、壁にもあと施工アンカーボルトで堅固に支持すること。	国改訂に準拠 (条文修正)				
			2			3-4-11-2 分電盤取付					1			3-4-11-1 分電盤取付	国改訂に準拠 (順番入替)					
3	4	11	2	3	1	3. 直流分電盤設置	埋込分電盤(埋込型・半埋込型)・露出分電盤は本条1項及び2項の規定による。								(削除)	国改訂に準拠 (条文削除)				
3	4	11	3			3-4-11-3 分電盤基礎工		3	4	11	3			3-4-11-3 自立型分電盤基礎工	国改訂に準拠 (項目修正)					
3	4	16	1	1		接地線	接地線は、緑色または緑/黄色のビニル電線を使用し、その太さは、以下によるものとする。 ただし、ビニルケーブルの一心を接地線として使用する場合は、原則として緑色の心線とするが、これにより難しい場合は端部に緑色の色別を施すものとする。	3	4	16	1	1		接地線	接地線は、緑色または緑/黄色の絶縁電線を使用し、その太さは、以下によるものとする。 ただし、ケーブルの一心を接地線として使用する場合は、原則として緑色の心線とするが、これにより難しい場合は端部に緑色の色別を施すものとする。	国改訂に準拠 (条文修正)				
			3	3	2	表3-4-13	表示位置の修正 (3-4-16-3の下)				1	1	3	表3-4-13	表示位置の修正 (3-4-16-1の下)	国改訂に準拠 (表位置移動)				
			3	3	3	1	表3-4-13下 【備考】(1)-(4)	4)表3-4-12による接地線の太さが、表3-4-13により変圧器の低圧側を保護する配線用遮断器などに基づいて選定される太さより細い場合は、表3-4-14によるものとする。				1	1	3	1	表3-4-13下 【備考】(1)-(4)	4)表3-4-13による接地線の太さが、表3-4-14により変圧器の低圧側を保護する配線用遮断器などに基づいて選定される太さより細い場合は、表3-4-14によるものとする。	調製 (図表修正)		

電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R7.4)										新条文(R8.4)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
3	4	16	4	1		C種接地工事の電気工作物	1. 300Vを超える低圧用の機器の鉄台及び金属製外箱	3	4	16	4	1		C種接地工事の電気工作物	1. 使用電圧が300V を超える低圧用の機器の鉄台及び金属製外箱	国改訂に準拠 (条文修正)				
				2			2. 300Vを超える低圧計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆されたものは、この限りでない。					2			2. 使用電圧が300V を超える低圧計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆されたものは、この限りでない。	国改訂に準拠 (条文修正)				
				3			3. 300Vを超える低圧ケーブル配線による電線路の、ケーブルを収める金属管、ケーブルの防護装置の金属製部分、ケーブルラック、金属製接続箱、ケーブルの金属被覆					3			3. 使用電圧が300V を超える低圧ケーブル配線による電線路のケーブルを収める金属管、ケーブルの防護装置の金属製部分、ケーブルラック、金属製接続箱、ケーブルの金属被覆	国改訂に準拠 (条文修正)				
				4			4. 合成樹脂管配線による、300Vを超える低圧 屋内 配線に使用する、金属製プルボックス及び 粉じん 防爆形フレキシブルフィッティング					4			4. 合成樹脂管配線による、 使用電圧が300V を超える低圧配線に使用する、金属製プルボックス及び 粉塵 防爆型フレキシブルフィッティング	国改訂に準拠 (条文修正)				
				5			5. 金属管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線による、300Vを超える低圧 屋内 配線の管、ダクト					5			5. 金属管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線による、 使用電圧が300V を超える低圧配線の管、ダクト	国改訂に準拠 (条文修正)				
				6			6. 低圧 屋内 配線と弱電流電線の隔壁を設けて収める場合における、電線保護物の金属部分					6			6. 低圧配線と弱電流電線の隔壁を設けて収める場合における、電線保護物の金属部分	国改訂に準拠 (条文修正)				
				7			7. ガス蒸気危険場所及び 粉じん 危険場所内の、低圧電気機器の外箱、鉄枠、照明器具、可搬形機器、キャビネット、金属管とその付属品の露出した金属製部分					7			7. ガス蒸気危険場所及び 粉塵 危険場所内の低圧電気機器の外箱、鉄枠、照明器具、可搬形機器、キャビネット、金属管とその付属品の露出した金属製部分	国改訂に準拠 (条文修正)				
3	4	16	5	5		D種接地工事の電気工作物	5. 地中配線を取める金属製の暗きよ、管及び管路、金属製の 配線 接続箱並びに地中配線の金属被覆	3	4	16	5	5		D種接地工事の電気工作物	5. 地中配線を取める金属製の暗きよ、管及び管路、金属製の 電線 接続箱並びに地中配線の金属被覆	国改訂に準拠 (条文修正)				
				6			6. 使用電圧が300Vを超える、低圧または高圧計器用変成器の2次側電路					6			6. 高圧計器用変成器の2次側電路	国改訂に準拠 (条文修正)				
				7			7. 使用電圧が300V以下の、低圧の合成樹脂管配線に使用する金属製プルボックス及び 粉じん 防爆形フレキシブルフィッティング					7			7. 使用電圧が300V以下の、低圧の合成樹脂管配線に使用する金属製プルボックス及び 粉塵 防爆型フレキシブルフィッティング	国改訂に準拠 (条文修正)				
3	4	18	2	1	1	産業廃棄物の管理及び処理	受注者は、工事の施工に伴い生じた産業廃棄物は、「 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 」により、適切に処理するものとする。 なお、特別管理産業廃棄物においては、工事施工中も適切に管理を行い、工事の完成に際しては、設計図書による処分方法によらなければならない。	3	4	18	2	1	1	産業廃棄物の管理及び処理	受注者は、工事の施工に伴い生じた産業廃棄物は、「 土木工事共通仕様書 」第1編1-1-18 建設副産物の規程 により、適切に処理するものとする。 なお、特別管理産業廃棄物においては、工事施工中も適切に管理を行い、工事の完成に際しては、設計図書による処分方法によらなければならない。	国改訂に準拠 (条文修正)				

電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R7.4)										新条文(R8.4)										改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章		節	条	項	項以下
4						第4編	電気設備編					4						第4編	電気設備編					
												4	1	1	1	3		第1節 適用	3. 本編に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。					国改訂に準拠(条文追加)
4	1	2	1	1	5	適用すべき諸基準	経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令(令和4年12月)					4	1	2	1	1	5	適用すべき諸基準	経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令(令和5年3月)					国改訂に準拠(条文修正)
												4	1	2	1	1	7		経済産業省 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令(令和6年4月)					国改訂に準拠(条文追加)
4	1	2	1	1	7		経済産業省 発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈(令和3年3月)					4	1	2	1	1	8		経済産業省 発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈(令和3年3月)					国改訂に準拠(順番入替)
												4	1	2	1	1	9		経済産業省 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令(平成21年3月)					国改訂に準拠(条文追加)
												4	1	2	1	1	10		経済産業省 発電用水力設備の技術基準の解釈(平成28年5月)					国改訂に準拠(条文追加)
												4	1	2	1	1	11		経済産業省 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令(令和6年4月)					国改訂に準拠(条文追加)
												4	1	2	1	1	12		経済産業省 発電用風力設備の技術基準の解釈(令和3年4月)					国改訂に準拠(条文追加)
4	1	2	1	1	9		日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説(2010年11月)					4	1	2	1	1	14		日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説(2023年8月)					国改訂に準拠(条文修正, 順番入替)
												4	1	2	1	1	17		建設電気技術協会 あと施工アンカーボルト設計・施工要領・同解説(令和7年4月)					国改訂に準拠(条文追加)
												4	1	2	1	1	18		建設電気技術協会 ストラクチャー設計・施工要領・同解説(平成31年4月)					国改訂に準拠(条文追加)
4	2	1	1	1	2	第1節 適用	2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気設備工事共通編の規定による。												(削除)					国改訂に準拠(条文削除)
4	2	4	2			耐雷トランス据付						4	2	4	2			耐雷変圧器据付						国改訂に準拠(項目修正)
				1			耐雷トランスの据付は、設計図書によらなければならない。				1								耐雷変圧器の据付は、設計図書によるほか、入力側と出力側の配線は十分な離隔を確保するものとする。					国改訂に準拠(条文修正)
			3	1		低圧受変電設備据付	低圧受変電設備の設置は、「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省、令和3年3月)第4編4-2-2-3 屋内(屋外)キュービクル型設置の規定による。				3	1	低圧受変電設備据付	低圧受変電設備の設置は、「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省、令和7年3月)第4編4-2-2-3 屋内(屋外)キュービクル型設置の規定による。				4-2-6-1 基礎工						国改訂に準拠・調整(項目明示)
												4	2	6	1									国改訂に準拠・調整(項目明示)
4	7	1	1	1	2	第1節 適用	2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気設備工事共通編の規定による。												(削除)					国改訂に準拠(条文削除)
4	7	2	1	1	1	(1) LED照明器具	LEDモジュール用制御装置は、LED照明器具の内部または外部に施設する。ただし、LEDモジュール用制御装置をLED照明器具の外部に施設する場合は、以下による。				4	7	2	1	1	1	(1) LED照明器具	LEDモジュール用制御装置は、LED照明器具の内部または外部に施設する。ただし、LED照明器具の外部に施設する場合は、以下による。					国改訂に準拠(条文修正)	
				2			2) LEDモジュール用制御装置をポール内に収納する場合は、口出し線の引き出し部から箱内に浸水するおそれがあるため、口出し線が下向きとなるよう取付ける。					1							1) ポール内に収納する場合は、口出し線の引き出し部から箱内に浸水するおそれがあるため、口出し線が下向きとなるよう取付ける。					国改訂に準拠(条文修正, 順番入替)
				1			1) 堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、外箱を造営材から10mm以上離して堅ろうに取付け、かつ容易に点検できるように施設する。					2							2) 造営材に取り付ける場合は、堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、外箱を造営材から10mm以上離して堅ろうに取付け、かつ容易に点検できるように施設する。					国改訂に準拠(条文修正, 順番入替)

電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R7.4)										新条文(R8.4)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文					
4	7	2	1	1	1	3		3) LEDモジュール用制御装置は高温の場所に施設しないこと。ただし、高温用のものを使用する場合はこの限りでない。	4	7	2	1	1	1	3		3) 高温の場所に施設しないこと。ただし、高温用のものを使用する場合はこの限りでない。	国改訂に準拠 (条文修正)		
						4		4) LEDモジュール用制御装置の定格二次電圧は300V以下とする。							4		4) LEDモジュール用制御装置の定格二次電圧は、300V以下とする。	国改訂に準拠 (条文修正)		
					3	2	(3) 1,000Vを超える放電灯	2) 照明器具は、JIS C 8105-1(照明器具-第1部:安全性要求事項通則)に規定するIP23以上とする。					3	2	(3) 1,000Vを超える放電灯	2) 照明器具の防塵等級及び防水等級は、JIS C 8105-1(照明器具-第1部:安全性要求事項通則)に規定するIP23以上とする。	国改訂に準拠 (条文修正)			
				2	2		2.道路照明灯建柱 (2) ボールは、M24以上のアンカーボルトで堅ろうに固定する。 なお、ナットは二重に締付けるとし、コンクリートの外に露出する部分は、溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。					2	2	2.道路照明灯建柱 (2) ボールは、M24以上のアンカーボルトで堅ろうに固定するものとし、アンカーボルトの締付けは、第5編第20章第3節 通信用鉄塔架設5項(2)の規定による。 なお、コンクリートの外に露出する部分は、溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。	国改訂に準拠 (条文修正)					
4	7	6	2			視線誘導灯設置	視線誘導灯の設置は、第4編4-7-6-1 プリンカーライト設置の規定によるものとする。	4	7	6	1			視線誘導灯設置	視線誘導灯の設置は、第4編第7章第2節道路照明設備設置工の規定によるものとする。	国改訂に準拠 (条文修正、順番入替)				
4	7	6	1			プリンカーライト設置	プリンカーライトの設置は、第4編第7章第2節道路照明設備設置工の規定及び「視線誘導標設置基準」(昭和59年4月16日 都街発第15号、道企発第16号)によるものとする。	4	7	6	2			プリンカーライト設置	プリンカーライトの設置は、第4編4-7-6-1 視線誘導灯設置の規定による。	国改訂に準拠 (条文修正、順番入替)				
4	7	7	1			視線誘導灯基礎設置	1. 床掘は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないよう、注意して行わなければならない。 2. 基礎は、視線誘導灯を完全に支持し、有害な沈下または傾斜などを起さないように設置しなければならない。 3. 基礎用掘削箇所は、十分突固めを行うものとする。 4. コンクリートに埋込むアンカーボルトは、埋込部を除き、溶融亜鉛めっきを施したものを使用するものとする。 5. 基礎の大きさは、設計図書によらなければならない。	4	7	7	1			視線誘導灯基礎設置	視線誘導灯及びプリンカーライトの基礎設置工は、第4編第7章第5節4-7-5-1照明灯基礎設置の2～6の規定による。	国改訂に準拠 (条文修正)				
4	8	1	1	2			トンネル照明設備 第1節 適用	2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気設備工事共通編の規定による。								(削除)	国改訂に準拠 (条文削除)			
4	8	2	3	1	1		トンネル照明器具取付	(1) 照明器具は、建築限界の外側に取付けるものとする。	4	8	2	3	1	1	トンネル照明器具取付	(1) 照明器具は、建築限界を侵さない位置に取付けるものとする。	国改訂に準拠 (条文修正)			
4	8	4	1	1	1		1.器具の取付位置	(1) 壁支持の分電盤の取付け高さは、原則として盤中心で床上1.5mとする。ただし、盤上端が床上1.9m以上となる場合は、盤上端で1.9mとする。	4	8	4	1	1	1	1.器具の取付位置	(1) 壁支持の分電盤の取付け高さは、原則として盤中心で床上1.5mとする。ただし、盤上端が床上1.9m以上となる場合は、盤上端が1.9mとなる位置に取り付けること。	国改訂に準拠 (条文修正)			
4	8	6	2	1	1		モルタル工	はつり箇所の補修及び取付器材とコンクリート床、壁等との隙間はモルタルで埋めるものとする。	4	8	6	2	1	1	モルタル工	はつり箇所の補修及び取付器材とコンクリート床、壁等との隙間はモルタルで埋めるものとする。	国改訂に準拠 (条文修正)			
4	13	1	1	2			道路照明維持補修 第1節 適用	2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気設備工事共通編の規定による。								(削除)	国改訂に準拠 (条文削除)			
4	13	3	4	1			歩道橋照明灯修繕	歩道橋照明灯の修繕は、第4編4-7-4-1歩道(橋)照明灯設置の規定による。	4	13	3	4	1	歩道橋照明灯修繕	歩道橋照明灯の修繕は、第4編4-7-2-1 道路照明灯設置の規定による。	国改訂に準拠 (条文修正)				
4	13	3	5	1			歩道橋照明器具修繕	歩道橋照明器具の修繕は、第4編4-7-4-2歩道(橋)照明器具取付の規定による。	4	13	3	5	1	歩道橋照明器具修繕	歩道橋照明器具の修繕は、第4編4-7-2-1 道路照明灯設置の規定による。	国改訂に準拠 (条文修正)				